平成22年

第4回柳泉園組合議会定例会会議録

平成22年11月26日開会

柳泉園組合議会

平成22年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程 ····································	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
· 行政報告 ······	4
・議案第11号(上程、説明、質疑、討論、採決)	1 5
・議案第12号(上程、説明、質疑、討論、採決)	2 2
○閉 会	4 3

平成22年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成22年11月26日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第11号 平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算
- 6 議案第12号 平成21年度柳泉園組合一般会計歲入歲出決算認定

1 出席議員

1番 小 山 慣 一2番 沢 田 孝 康3番 上 田 芳 裕4番 板 垣 洋 子5番 保 谷 清 子6番 鈴 木 久 幸8番 原まさ子9番 西 上 ただし

2 欠席議員

7番 森 田 正 英

3 関係者の出席

管 理 者 馬場一彦 副 管 理 者 坂 口 光 治 助 役 森田 浩 会計管理者 坂 東 正 樹 代表監査委員 現王園 成 夫 橋 爪 和 彦 東久留米市環境部長 金子宗助 清瀬市市民生活部長 西東京市みどり環境部長 金谷正夫

4 事務局・書記の出席

総務課長	新	井	謙	=
施設管理課長	中	村		清
技術課長	涌	井	敬	太
技術課主幹	大	場	俊	美
資源推進課長	佐	藤	元	昭
施設管理課長補佐	千	葉	善	_
技術課長補佐	鳥	居	茂	昭

 書記
 浜野和也

 書記
 濵田伸陽

 書記
 上里直樹

午前 9時55分 開会

○副議長(鈴木久幸) 本日は議長が所用のため、私、副議長が代行いたしますので、ど うかよろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成22年第4回柳泉園組合議会定例会を 開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めております。

○副議長(鈴木久幸) 会期の決定、「日程第1、会期の決定」を議題とします。

このことについて、11月18日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります沢田孝康議員に報告を求めます。

○2番(沢田孝康) 去る11月18日(木曜日)、代表者会議が開催され、平成22年 第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成22年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質 疑をお受けいたします。 次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第11号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算」、「日程第6、議案第12号、平成21年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第4回定例会を閉会いたします。 以上が代表者会議での決定事項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長(鈴木久幸) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(鈴木久幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(鈴木久幸) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表の とおりとすることに決しました。

お断りいたします。きょう、星野副管理者が所用のため欠席しておりますので、御報告いたします。

○**副議長(鈴木久幸)** 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、小山慣一議員、第2番、沢田孝康議員、以上の2名の方にお願いいたします。

○副議長(鈴木久幸) 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者(馬場一彦) ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成22年 柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

西東京市におかれましては第4回定例会開催中、清瀬市、そして東久留米市におかれましては、第4回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれまし

ては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げます。

また、本日御提案申し上げます議案は2件でございます。御審議賜りますよう、よろし くお願い申し上げます。

以上、簡単でありますが、第4回定例会の開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長(鈴木久幸) ありがとうございました。

- ○副議長(鈴木久幸) 次、「日程第4、行政報告」を行います。
- **〇助役(森田浩)** それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成22年8月から平成22年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、8月13日に関係市で構成する事務連絡協議会、17日に管理者会議を開催しております。平成22年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。

2の見学者についてでございますが、今期は18件、977人の見学者がございました。 このうち小学校の社会科見学が9件で761人でございます。

次に、3のホームページの閲覧等についてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、2ページでございます。4のごみ処理手数料の収入状況でございます。表 3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、平成21年度の一般会計決算についての審査が10月14日から21日にかけて延べ3日間行われました。本日、議案として御提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、6の契約の状況についてでございますが、今期は5件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。初めに、1のご

み及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表 4-1 に記載のとおり 1 万7, 7 2 2 トンで、これは昨年同期と比較いたしまして 6 9 9 トン、3.8%の減少となっております。

内訳では、可燃ごみにつきましては、4ページの表 4 - 2 のとおり 1 万5, 8 9 6 トンで、昨年同期と比較いたしまして 6 8 5 トン、4. 1%の減少でございます。不燃ごみにつきましては、表 4 - 3 のとおり 1, 7 1 8 トンで、昨年同期と比較いたしまして 3 5 トン、2. 1 %の増加となっております。粗大ごみにつきましては、5ページの表 4 - 4 のとおり 1 0 9 トンでございまして、昨年同期と比較いたしまして 4 9 トン、3 1. 0 %の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表 4-1から 5ページの表 4-4 に記載のとおりでございます。

次に、5ページでございますが、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示させていただいております。

続きまして、6ページの表 5-1及び表 5-2 でございますが、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、8ページの表6でございます。缶等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,111トンで、昨年同期と比較いたしまして32トン、1.5%の増加となっております。

次に、2の施設の稼動状況でございますが、まず、(1)柳泉園クリーンポートについてでございますが、今期の主な整備状況につきましては、10月に1号炉、共通設備及び汚水処理設備等の定期点検整備補修を実施しております。また、5月から実施しておりましたごみ・灰クレーン定期点検整備補修は8月に完了しております。

8月6日に、排ガス中のダイオキシン類測定を周辺自治会の方の立ち会いのもとに実施 いたしました。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポートでの処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しています可燃物等の焼却量は1万7,350トンで、昨年同期と比較いたしまして718トン、4.0%の減少となっております。

表8から10ページの表10でございますが、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流

水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、11ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設についてでございますが、9 月及び10月にかけまして、中央操作室のシーケンサー交換補修の実施等、各種の点検及 び補修を行いまして、施設は順調に稼動しております。

次に、表11の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は 1,827トンで、昨年同期と比較いたしまして14トン、0.7%の減少となっております。 次に、(3)のリサイクルセンターでございますが、消防設備の法定点検の実施等、各 月とも各種の点検委託等を行い、施設は順調に稼動しております。

続きまして、12ページの表12のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は2,111トンで、昨年同期と比較いたしまして32トン、1.5%の増加となっております。

続きまして、13ページの3でございます。最終処分場についてでございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,057トンで、昨年同期と比較いたしまして37トン、1.8%の減少となっております。搬出状況は、表13に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては埋め立て処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

続きまして、14ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は323キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして101キロリットル、23.8%の減少となっております。表15-1から15ページの表15-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

次に、2の施設の稼動状況でございますが、8月に定期点検整備補修を実施し、施設は 順調に稼動しております。

次に、表16のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ 排除基準に適合いたしてございます。

続きまして、17ページの施設管理関係、1の厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は8.0%の増、室内プールが29.5

%の増と利用者は増加しております。テニスコートにつきましては13.2%の減、浴場施設は3.1%の減となっております。詳細につきましては、3.7-1及び表17-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表19及び19ページの表20に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後に、3点ほど報告させていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。東村山市可燃ごみ広域支援関係についてでございます。行 政報告資料2の11ページをごらんいただきたいと思います。行政報告資料11ページ。

前回の第3回定例会の中で、東村山市からの広域支援について御報告させていただきました。その後、具体的な広域支援要綱に基づく手続等が実施されておりますので、それに関する資料を今回提出させていただき、それに基づきまして報告させていただきます。

まず、平成22年9月29日付で、東村山市から第2ブロック代表であります府中市に対しまして、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第19条の規定に基づき、多摩地域ごみ処理広域支援要請書が提出されました。

これに伴いまして、12ページに記載のとおり平成22年10月18日付で、府中市から柳泉園組合を含む第2ブロックの構成団体に対しまして支援要請がありましたので、当組合におきましては、支援内容に対して、支援可能かどうか検討した結果、通常のごみ処理体制での受け入れが可能であるとの結論に至りましたので、府中市に対しまして、13ページに記載のとおり、平成22年10月20日付で回答を行ったところでございます。

その後、14ページに記載のとおり、平成22年11月11日付で柳泉園組合に対しまして、東村山市から搬入量等の詳細を含む正式なごみ処理要請の依頼がございましたので、柳泉園といたしましては、各自治会個別にお伺いし、東村山市からの支援要請を受託したい旨の説明をさせていただき、御理解をいただいているところでございます。

それから、2点目でございます。エル企画についてでございます。

前回の第3回定例会時におきまして、アルミ缶の売り払い代金未収の経過等につきましては御報告させていただきましたが、その後の過程等につきまして報告させていただきます。

前回の報告では、エル企画の新しい代表者が決定次第、今後の対応等について協議いたしたいので、来庁してもらうことになっておりましたが、それ以降、連絡等がございません。数回にわたり電話での呼び出しや、事務所及び工場などの現地に出向くなど行っておりました。その結果、11月1日に関係者との連絡がとれました。そこで確認をしたところ、現在は鈴木という方が代表取締役になっているとのことで確認できましたので、至急その方も一緒に来庁するよう要請しましたところ、調整するとの回答でありましたが、現在のところ、エル企画からの連絡は入っておりません。ただ、11月24日でございますが、関係者との連絡をとっていたところ、関係者との連絡がとれました。その席上、調整させていただいた結果、エル企画のほうから来月に来庁したいとのことで調整をさせていただいているというところで回答をいただいておりますので、守っていただくよう強く要請したところでございます。

以上が現在までの経過でございます。

それから、3点目でございますが、電波障害対策の経過でございます。

柳泉園組合の煙突が原因で電波障害を発生させています家屋につきましては、現在、その対応を図らせていただいておりますが、平成23年7月24日をもちましてテレビ電波が地上デジタル化になることから、過日、現行の電波障害対象地域内の48カ所について電波調査を行ったところ、地上デジタル化による電波障害は発生しないということが確認できましたので、現在、柳泉園組合において電波障害対策の維持管理業務をお願いしております株式会社ジェイコムとの契約を平成23年7月24日をもって終了することといたします。ただし、その後、個々に電波障害対象区域内におきましてテレビの映りが悪い等の連絡がありましたら、その原因等につきまして、柳泉園のほうで出向いて原因等について調査し、報告させていただきたいということで、周辺自治会定期協議会において報告させていただいたところでございます。

また、前回の第3回定例会におきまして、多摩川衛生組合の有害ごみ焼却試験にかかわる資料要求につきましては、9月1日付で関係者の皆様方に既に御配付をさせていただいているところでございます。今回、関連資料ということで、有害ごみ焼却試験結果報告書を今議会に提出させていただいておりますので、同様に御参照いただければと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長(鈴木久幸) 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番(上田芳裕) 2点ほど質問させていただきたいと思いますが、まず1つは、今も 行政報告にありましたように、多摩川衛生組合の件でありますが、経過報告をいただきま したので、これはこれとしてありがとうございます。議会に出たそのもともとの趣旨とい うのは、よその組合のことをこちらで言う立場にはありませんが、柳泉園組合はそういう ことはないであろうということを心配して、懸念しての質問であったやに記憶しておりま すけれども、ただ、これ、結果として対応していただいていますので、それはそれでよろ しいと思いますし、よろしいかどうかも含めて、言うこと自体が僣越だとは思いますけれ ども、少し私、気になったのは、これ、新聞記事が正しいという前提での話でありますが、 9月2日の朝日新聞の記事ですけど、最初のほうの事件が発生してからの話だと思います が、名前も書いてありますけれども、施設課長が、法的には問題ないので、実験結果が出 てから報告しようと思ったと。関係者や環境への配慮に欠けていたと反省していると、こ ういう話でありますね。

それで、法的に問題ないという話ですが、この蛍光管等々につきましては、当然一般廃棄物ですから、焼却しても問題ないんです、法的には。恐らくこのことを言っているんだろうと思うんですけれども。法的に問題ないけれども、有害ごみというジャンルを設けて特別な対応をしてきた経過があるわけですね。柳泉園組合もそうしていますけれども。そうした中で、実は燃していたということが発覚したわけですから、今ごろになって法的に問題がないなんていうことを発言する趣旨というのは一体何なのかなということを考えますと、うがった見方をすれば、いや、騒ぐほどの問題ではないんだよっていうカモフラージュのために言っているのか、もともと法律上は許されているはずだから、対応の仕方を間違えたわけではないんだということを言いたいのか、よくわかりませんけれども、この辺のところは、少し論点を意図的にずらしたんではないのかなと僕は思いました。こういうことを時々やるんですけれども、この辺についての見解を少し柳泉園組合としていただけないものかどうかということであります。

これはほかの衛生組合のコメントですからという回答は回答として、それはそれとして よろしいと思いますけどね。一般廃棄物ですから、いいんですよ、どういう処理の仕方を しても。でも、今も言ったように、有害ごみとして認定した上で対応してきたという経過 からすると、そもそもそういうやり方がオーバープロテクトではないのということを言い たいんですかと僕は逆に聞きたかったんですけどね、このコメントした人に対しては。そ ういうことで、コメントがあればいただきたいと思うし、なければないで結構ですけれど。 それともう1つは、ペットボトルのことで少し聞きたいんですけれども、ペットボトルが、指定法人ルートが基本原則ですけれども、これ半分ぐらいしか回収できなくて、半分ぐらいは外へ出ているんです。中国へ輸出しているという話が大分出ていますけれども。 これは海外流出というのは金額の問題もさることながら、もともと容器包装リサイクル法 そのものの法の欠点もあるんでしょうけれども、現状は今どうなっているかということと、なぜそうなっているのかということと、法律上どういう解釈でそういうふうになっているのかということの3点、お答えできればということで、できなければ結構ですが、この2点だけお願いします。

○技術課長(涌井敬太) 多摩川衛生組合の水銀含有廃棄物の焼却処理の件でございますが、議員おっしゃるとおり法的に問題ないというのは廃掃法上問題ない、処理として問題ない。それから、大気汚染防止法等、大気に関しては水銀の排出の規制がないものですから、恐らくそういった意味でも問題ないんだということをおっしゃっていたんではないかと思いますが、当組合といたしましては、議員おっしゃるとおり、法律上問題ないからといって、自分たちで決めたルールでございますので、そのルールをみずから破るということは決して好ましいことではないと思っておりますので、当組合としてはそういった処理をするつもりは全くございません。

○資源推進課長(佐藤元昭) ペットボトルの件ですけども、現在、柳泉園組合は指定法人ルートに約2割出しております。独自ルートで残りの8割。これ、やはり指定法人が立ち上がったときには、当時柳泉園組合では有償で売れていたものが逆有償になったという経過があり、すべてのペットボトルをリサイクルしている業者が指定法人に手を挙げた関係で、柳泉園組合もすべて逆有償で出すような形に当初はなっていました。その後、いろいろやはり価格の面とかあるんでしょうが、現状かなり指定法人ルートに出すのと独自ルートに出すのでは、売り払いの単価が異なります。指定法人ルートは若干戻ってくるときもあるんですけども、これは年度が終わってみないとわからない状況です。

現在、柳泉園組合がペットボトルを売り払っている単価が 6 1. 3 円なんです。そうしますと、かなり歳入の面で大きな違いが出てきます。指定法人ルートをとって、指定法人が指定している、協賛している業者の工場に合わせるだけの各市町村がペットを排出しているかというと、100%ではなく、かなり少ない量しか各市町村、手を挙げていないみたいです。なぜかというと、恐らく今私が言ったように、売り払い単価の違いだと思います。

やはり高く売れて歳入を得たいということが中心で、指定法人ルートよりも独自ルートを 選んでいる市町村、自治体が多いのではないかと思います。

法律的には多分、すみません、そこまで調べていないんですけども、問題ないと思いますが、指定法人のほうの説明会に行きますと、やはり極力指定法人のほうに出してくれということは言われますけども、出さないからどうのこうのということはありません。

以上でよろしいでしょうか。

○3番(上田芳裕) 多摩川衛生組合のことに関してはありがとうございました。そういうことでよろしいかと思いますけど。

ペットボトルに関しましては、今もお話があったとおりで、全くそのとおりだろうと思います。市町村が分別収集して指定法人ルートと独自のルートと2つあって、このルートそのものは法的に全く問題ないんですが、問題はその後どうなるかということまで地方自治体が、あるいは中間処理施設の管理者等々がそこまで管理する必要があるのかどうかということになると、それはまた少し別の問題で、容器包装リサイクル法そのものを法のこれからの改正する状況がそういうところにあるのかなと思いますけれども、問題はその単価ですね。効率的な単価ということと、そもそもその容器包装リサイクル法をつくった趣旨との整合性の問題だろうと、こう思いますけれども、今後、指定法人ルートと独自ルートのその比率というのはどういうことで変えていくのかな。それはやはり売り払い単価で決めていくのかな。その辺はどうなんですか。

○資源推進課長(佐藤元昭) 当然やはり歳入を得なければいけませんので、単価も考えながら、かといってすべて独自ルートというのもやはり危ないところがあります。リーマン・ショックのときに価格が暴落したような形もありますし、かといってすべて指定法人かというと、指定法人もランクづけがありまして、Dランク、一番最低のランクをつけられると、搬入拒否ということもあり得ます。そういうことを言っていますので、ですから両方いろいろな条件を見ながら、パーセントは変わるかもしれないですけども、2ルートを確保しながら処理していきたいと思っています。

○副議長(鈴木久幸) ほかにございませんでしょうか。

○9番(西上ただし) 売り払い金の件で、エル企画は今、代表者がかわって引き続き 行っていただいているということで、その件については動向を見守りたいと思うんですけ ども、売り払い金未収に当たって、今までこういった経緯があったのか、なかったのか。 そして、またそのいわゆる指定業者に回収し、売り払い金をいただくという仕組みである わけですけども、指定業者の基準というか、その企業の状況ですとか、そうしたことが基準として定められて現在に至っているのか。また、毎年のその企業の財務状況、そうしたものをどういうふうに把握されているのか。今後の再発防止に向けて、今までの経緯を含めてどういう対応をされてきたのか、その辺についてお答えいただければと思います。

○資源推進課長(佐藤元昭) エル企画の経過でございます。まず、助役が答弁したとおりなんですけども、もう少し細かく11月24日までのお話をいたしますと、前回の第3回定例会前日に前社長が1人で来庁して、新社長決定後速やかに柳泉園に来るよう依頼したところまではお話ししているところでございます。

その後、連絡がとれないため、10月6日に現地に視察に行ってまいりました。入間市の工場は施設は残っているものの、重機、パワーショベルというのがあるんですけども、それがなくなっていました。従業員の方は、以前からいる方が1名おりまして、ほかに2名、従業員かどうかはわからないんですけども、合計3名の方がいらっしゃいました。でも社長は不在でしたので、青梅市のリサイクルセンターに行ってきましたが、以前よりも多い材料が入っていました。かなり工場の前には、これから選別されるだろう資源物が山積みになっておりました。従業員も五、六名、当時は少ないときは1名で対応とかしていたんですけども、五、六名の方がいらっしゃいました。そのリサイクルセンターで、当時、次期社長になるであろうと言われていた前社長のお兄さんにお会いすることができましたので、お話をしました。その中で、自分は社長にはならない、就任しない。次の社長を探しているという話でしたので、しかし柳泉園としましても、直接お会いしてお話をしたいので、柳泉園に来るように依頼しました。

その後、やはりまた連絡がないので、11月1日に電話したところ、つながりまして、 社長は鈴木さんという方が就任したということを伺ったので、では、鈴木氏と来庁するよ うに依頼いたしたところ、調整しますという返事がありました。やはりまたその後なかな か連絡が来ないものですから、こちらから何回か電話したところ、11月24日、電話が つながりましたので、お話ししたところ、まだ調整ができていないけども、来月、12月 になれば時間がとれるので、12月なら会えるということでしたので、では、必ず連絡し てくださいということを伝えております。

入札のほうは総務課長から。

○総務課長(新井謙二) それでは、入札関係について御報告させていただきます。 今回の入札につきましても、3カ月に1回、売り払いの入札は行っております。入札に 当たりましては業者登録をまずするのが第1でございまして、これにつきましては3年に1回でございます。工事関係におきましては、毎年、経審などによりまして、そういった財政状況についてはわかりますが、こういった売り払い関係につきましては、毎年提出するようには要請してございませんので、現在のところ、その後についてはわからない状況でございますので、今後におきましては、そうしたことも考えまして、毎年提出させるかどうかについては検討してまいりたいと思っております。(「未収金が今まであったかどうか」と呼ぶ者あり)それから、過去におきましての未収金でございますが、今まで一度もございませんでした。

○9番(西上ただし) ありがとうございました。エル企画については、以前心配された 状況が少し会社が動き始めてきているということで、非常に、まだまださまざまな努力等 が必要かと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

それで、今入札のほうの関係で、売り払い金に関しては3年に1回の業者登録ということでありますけども、やはり経済の状況がこんなに激しい状況の中で、3年に1度でいいのかと。また、あるいは3カ月に1回、入札をされているということでありますけども、その財務状況等をやはりシビアに見ていかないと、また再発するおそれがあるということがありますから、今、課長から、3年に1度を見直す必要もあるので検討していきたいということでお話もございましたけども、ぜひそういう形で進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○4番(板垣洋子) 東村山市の可燃ごみの広域支援について、幾つか御質問させていた だきます。

先ほどの電波障害のところで、周辺自治会との定例会を開催されたようなお話がありましたけれども、行政報告の中にはなかったと思うんですけれども、この東村山の可燃ごみの詳細がわかった後に、周辺自治会の方たちに説明がされているのかどうか、御質問します。

それと、エル企画については引き続き、どこに行ったかわからないようにならないように、丁寧に対応していただきたいと意見を述べておきます。

以上の質問について御答弁をお願いいたします。

〇助役(森田浩) 東村山市への広域支援の関係でございますが、東村山市から正式要請がございましたのが11月11日付でございました。それで、周辺自治会との定期協議会を開催いたしました日付が11月4日に東久留米市、11月9日が東村山市ということで、

その後に東村山市から正式な要請がございましたので、その協議会の中での議論は、正式な要請がまだ来ていなかったものですから、こういうお話で今、東村山市が広域支援の要請を行っておりますというお話をさせていただきました。それで、その後、正式に東村山市から要請がございましたら、全体協議会を開催するか、また、開催ができないような状況であれば、個々に自治会にお伺いして、内容をお話しさせていただき御理解をいただきたいとのお話を協議会の中で報告いたしました。

それを受けまして、11月18日と22日と25日に、東久留米市の各自治会に個別にお伺いしまして、東村山市からこのような形で要請がございましたと。柳泉園といたしましては、いろいろな状況を把握した中で受け入れが可能であるので、どうにか御理解いただけないかというお話をさせていただいたところ、御理解をいただいたということでございます。ただ、東村山市の自治会につきましては、まだこれからお話しにお伺いさせていただくということでございます。

○4番(板垣洋子) ありがとうございます。引き続き丁寧に対応、地域の方には説明を きちんとしてください。

それから、これに関連する、今年度も受け入れるようになっていますけれども、この費用についてはどうなっているのか、御説明をお願いします。

- ○総務課長(新井謙二) 費用でございますが、1トン当たり4万9,000円でございます。これにつきましては、多摩川衛生組合の単価と同様の考えでございます。
- ○4番(板垣洋子) 次の議題と関係するかもしれないんですけど、今年度の分ですけれ ども、今年度の補正の中には入らないで、次年度以降ということになるんでしょうか。
- ○総務課長(新井謙二) 東村山市の件でございますが、まだ正式には契約してございませんので、実際に今年度入ってくるのが2月からでございますので、正式に契約した後、補正として提出させていただきたいと現在は考えております。

多摩川衛生組合につきましては、既に第3回定例会において補正を組ませていただきま した。

- ○4番(板垣洋子) もう搬入が決まっているので、予算に、今年度の補正で入るのかな と思いましたけども、結果的にそのことを入れていくというふうになるんですか。
- ○助役(森田浩) 東村山市の広域支援と補正予算の関係ですが、今、東村山市から広域 支援要請に基づいて正式に支援してほしいという旨の要請が来ております。それで、それ を受けまして、単価は幾らにするのか。今、課長が多摩川と同様というお話をさせていた

だきましたが、多分同額になろうかと思いますが、そのような形で単価とか、どういう形で搬入するのか、例えば車両はそのままでいいのか、10トンに積みかえて持ってきていただくのか、いろいろそういう細かいところをこれから契約いたします。ですから、契約がまだできておりませんから、今回の歳入歳出の補正には計上してございません。それが来年の2月1日から搬入ということで計画されておりますから、その前に契約を取り交わす予定でおりますので、契約が終わり次第、来年2月の定例会におきまして、補正予算として提案させていただきたいと思っております。

- ○4番(板垣洋子) わかりました。ありがとうございます。
- ○副議長(鈴木久幸) ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(鈴木久幸) なければ、以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

○副議長(鈴木久幸) 続きまして、「日程第5、議案第11号、平成22年度柳泉園組 合一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(馬場一彦) 議案第11号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案 理由について、御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じましたので、現予算の総額31億9,456万6,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億480万6,000円を追加し、予算の総額を32億9,937万2,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。 〇総務課長(新井謙二) 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成21年度決算審査が終了し、繰越金が確定したことにより、調整させていただく内容でございます。

それでは、2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の 区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳

出補正予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、表に記載のとおりで ございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度繰越金は、1 億 4 8 0 万 6,0 0 0 円 の増額でございます。増額の理由といたしましては、歳入の増及び歳出の不用額によるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 総務管理費、節 2 5 積立金は、説明欄に記載の施設整備基金積立金6,000万円の増額でございます。

同基金への積み立てに関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に 準じ、当該剰余金のうち6,000万円を積み立てるものでございます。

なお、施設整備基金の年度末残高は3億7,912万1,000円の見込みでございます。 次に、款5予備費の4,480万6,000円の増額は、本補正に伴う財源調整でございます。 す。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○副議長(鈴木久幸) 以上で提案理由の説明は終わりました。 これより質疑をお受けいたします。
- ○1番(小山慣一) 何点か質問させていただきたいと思います。

1点目は、先ほど第4番議員からも御質問もあった東村山分のごみの受け入れですか、 非常に長い歴史があって、因果なものですね。いろいろ反対があったんだけども、今回、 東村山が中間処理施設のやはり大きなリフォームということが原因で、私どものほうで柳 泉園で、ブロックを通じたとはいえ、非常に好意的に受け入れるということで、歴史とい うのはおもしろいものかななんて思って感慨深いものがありました。

そこで、来年の2月分が620トンで、私は今までの昨年、一昨年あたりでしょうか、 多摩川衛生組合が約4万9,000円ぐらいで受け入れておりまして、だから、できたら今 回の補正の中に、ある程度歳入分として見込んではいいのではないかなと思っていました。 先ほど森田助役は、まだどういう体制で受け入れるかわからない。 特に、10トン車等に 積みかえてくるのかどうかというお話がありましたが、これの計画を見ますと、来年の2月分は台数は355台。ですから、2トン車でおおむね来るのではなかろうかななんて 思っていますので、できたら、今回見込んでもよかったのかなと思いました。ただ、正式

にはこれからということなので、来年の第1回定例会ですかね、2月には補正として見込んでいるということなので、この辺の単価というのは、先ほど総務課長は4万9,000円ということで計画をしていますということになっているんですが、実際、額がどのくらいになるのかを伺います。

それから、今回の補正の件なんですが、決算剰余金が生じまして、約2億8,600万円でしょうか、生じて、当初予算があって、今回その残額分でしょうか、1億480万6,000円が補正されたんですが、これが施設整備基金積立金の6,000万円、それから予備費として4,480万6,000円ということで御提案があったんですが、これらの理由について伺いたいと思います。

といいますのは、この新クリーンポートというんでしょうか、これも約9年なり10年なりたって、かなり、まだまだ老朽化はしていないと思いますが、こういう特殊プラントですから、いつ大きなリフォームが必要かもしらない、発生しかねない状況の中で、できたらこういう施設整備基金の積み立てですか、今、相当額はあるようですけども、もう少し、私が考えるのは積み立てしてもよろしいんではないかと。ただ、予備費に約4,500万円ですか。で、予備費が、この補正後になりますと約3億3,500万円になりまして、ちなみに後ほどの議題にも関係するんですが、決算の中では、結果的に平成21年度の予備費は予算現額では1億8,000万円少しの予算現額だったんですが、実際の予備費の支出は1,000万円ぐらい予備費充用いたしまして、不用額的には約1億7,000万円ぐらい残った結果となっております。予備費ですから、ある程度の額は必要だと思うんですが、こういう、私は予備費も大きく補正するのもよろしいんですが、もう少し施設整備基金とか、あるいは常々私が申し上げましている清柳園のこの大きな懸案事項、例えばあれを解体したり、場合によっては土壌調査とか、更地にしてきれいにするには相当額が必要と私は思っているんですが、このようなものの処理費用というんですかね、こういうものにやはりある程度積み立てていくというのかな、こういうものも必要かなと思っています。

そんな中で、基金には施設整備基金と環境整備基金とあるわけなんですが、これらの、例えば先ほどの清柳園の処理、処理というんですか、整備するには、このような施設整備基金なのか、あるいは環境整備基金的なもので何か私は積み立てていくべきだと思うんですが、この辺の見解について伺います。

それから、最後に職員の退職給与基金にも、これも後ほどの決算の審査にも関係するんですが、今回の補正の中で特に入っていないものですから、あえてこちらで質問させてい

ただきたいと思います。平成21年度の決算後ではわずか269円の残額ということでございます。当柳泉園組合の職員は退職手当組合にたしか入っていないと思います。こんな中でここ数年、例えば普通退職で、いろんな理由で急遽退職された方が数名いらっしゃったと思うんですが、こういう突然というんですかね、このような普通退職があった場合の対処方法について伺いたいと思います。特に監査の意見書の中にも、最後の部分でしょうか、最後のくだりでしょうかね、「職員退職給与基金の残高が少なくなっている状況であるため、退職金に不足が発生することのないよう計画的な基金への積み立てが必要と思われる。」と。監査委員の現王園先生と上田議員が監査委員になっておりますので、このような指摘もございますので、この辺のところをどのように考えているのか伺います。

したがいまして、4点でしょうか、伺いたいと思います。

○総務課長(新井謙二) それでは、まず施設整備基金にどうして今回補正をするのかということでございますが、施設整備基金につきましては、クリーンポートの基幹的整備のものにここのところ充当しておりまして、平成21年度におきましては、7,400万円を取り崩しております。また、本年度におきましては1億200万円を取り崩す予定になっております。そんな関係もございまして、今回におきましては地方財政法の規定に準じました半分以上ということでございますので、約半分の6,000万円を積み立てるものでございます。

次に、職員退職給与基金でございますが、平成21年度末におきましては、議員御指摘のとおり269円しかございませんが、本年度、平成22年度の予算におきましては4,000万円を積み立てる計画となってございます。

それから、定年退職でございますが、22、23、24、3年間はございません。その間に普通退職が万が一出た場合についてはこの4,000万円、また平成23年度におきましては、計画どおり4,000万円ずつ積み立てていきたいと考えております。

それから、予備費の残高が多いということでございますが、今回の補正予算におきまして、予備費におきましては 3 億3, 4 0 0 万円ほどでございますが、この予備費の中には、私車処分費といたしまして精算をする金額が入ってございます。この金額につきましては、本年度の見込みでございますけども、 1 億9, 5 0 0 万円が平成 2 3 年度予算で精算する予定分として、私車処分費の予定額が入っておりまして、この 1 億9, 5 0 0 万円については、平成 2 3 年度に繰り越す予定でございますので、実質的には 3 億3, 4 0 0 万円から 1 億9, 5 0 0 万円を引いた数字が純然たる予備費と思っていただければと思います。

東村山の単価でございますが、まだ決定はしてございませんが、多摩川衛生組合と同様 な考えを持ってございます。

それから、清柳園の関係でございますが、解体した場合につきましては、環境整備基金が充当されると思います。これにつきましては、旧第二工場の解体時におきましては環境整備基金を活用いたしました。

○助役(森田浩) 清柳園の少し御質問がございました。清柳園につきましては議員、過去に今までもいろいろ御心配をおかけしていろいろ御指摘もいただいております。そういう御指摘等を受けまして、事務局といたしまして、現在、過去の経過を精査しまして、それに伴いまして今後、例えば解体した場合にはどういう準備が必要なのかということで、柳泉園の第一工場ですかね、隣の解体の経過、また他市の解体の経過等を踏まえて調査をし、今報告書を作成しているところでございます。それを受けまして、ある程度の方向づけを何点か事務局として考えまして、管理者会議にかけさせていただきたいということで、今準備を進めているところでございます。

当然その中で、今後具体化された場合には、解体の費用につきましては基金の活用ということも当然考えていかなければいけないとは考えております。

○1番(小山慣一) それでは、再質問させていただきたいと思います。

1点目につきましてはよくわかりました。4万9,000円前後のね。で、東村山の可燃物というんですか、受け入れるということでわかりました。

ただ森田助役、計画的にはこれ10トン車では想定していないですよ。横長の表がありますから、355台、620トンとなっていますから、多分10トン車で355台来ると大変なことになってしまうんですけども、中にはあるかもしれませんけども。私は2トン車前後で見込んでいるのではないかと思いますので、これらについても、通常は2トン車でいらっしゃるだろうし、よろしく今後とも、第1回定例会の補正ということでよろしく単価についてもお願いしたいと思います。

それから決算剰余金で、わかりました。予備費については、実質的には1億4,000万円前後になるんでしょうか。ただ、実質的に平成21年度の決算で予備費充用が約1,000万円少しでしたので、かなり私は予備費でなくとも、先ほどの例えば清柳園のお話ではないですけども、仮に環境整備基金ということで将来、清柳園のいろんな処理費用に充てるとするならば、この環境整備基金に入れてほしかったです。ただ予備費ですから、例えば平成22年度の決算が来年あたりいろんな剰余金が出たり、多分されると思います

ので、このときにはぜひ環境整備基金に一定額、仮に5,000万円とか、こういう額を積み立ててほしいと思います。今回は予備費で約4,500万円ということなんですが、ぜひこれをお願いします。

森田助役のお話では、いろいろな、ここの第二ですか、そのときの処理とか、近隣市のいろんなことを検討していただいて、かなり前に進んできているのかななんて思っています。その後、管理者会議等で具体的になろうかと思いますが、これはぜひ具体的に環境整備基金に積み立てていってください。

それから、施設整備基金の状況につきましては、よくわかりました。これもこのクリーンポートを中心とする施設整備基金ですから、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、最後に職員の退職給与基金です。平成21年度の決算上では269円だったんですが、平成22年度のたしか当初予算ですかね、4,000万円前後あったということなんですが、退職手当組合に入っていないわけですから、4,000万円というと、例えば定年退職でどのくらいでしょうね。例えば2,000万円とか2,500万円とか、多い方なんかでは3,000万円近くいくかもしれません。そんな中で、一応今年度というんですか、平成22年度末、それから平成23年度、そしてまた平成24年度というんですか、3カ年ぐらいは一応予定がないということでありますけども、若干4,000万円ぐらいでは少し心もとないのではないかななんて思っています。この辺についても、適宜もう少し計画的な基金への積み立てをよろしくお願いしたいと思います。

それで再質問、もう一回、環境整備基金の関係について伺って終わります。

○助役(森田浩) まず決算の剰余金の考え方でございますが、一般的に市で行われておりますのは自治法上の剰余金の2分の1を下らない額は財政調整基金に積み立てると。それで将来、年度間の調整を図るためにそこから繰り入れするとか、そのために財政調整基金に繰り入れて活用すると。そのほかは特定目的基金でありますいろいろな基金に積み立てるといういろんな方法があろうかと思います。

柳泉園の場合におきましては、すべて特定目的基金でございまして、そこに積み立てますと、当然その目的のためでなければ予算化はできないということで、非常に苦しいところでございます。したがいまして、なぜ予備費にこれだけ残すんですかということなんですけども、予備費を残すということは、これが繰り越されて来年度の財源になるわけでございます。そういたしますと、各市におきましては財政が非常に厳しいという中で、なるべく負担金は前年度並みに抑えるとか、負担金の額を平均化するとか、そういうために、

なるべく、できれば次年度の財政の調整財源として予備費をある程度確保して、来年度に 繰り越したいという考え方も担当は持っております。

ただ、今後考えますと、いろいろ清柳園の先ほどもお話が出ました。またクリーンポート等の大規模な改修等ももう間近に迫っておりますので、なるべくそれらの充当できる基金の確保を図る必要はあるのではないかと思っております。

それから、退職基金の関係ですが、御質問のとおり200円台ということで、残高が非常に少ないんですけども、平成22年度で当初予算で4,000万円の予算を計上させていただいておりますので、平成22年度はこれが4,000万円積み立てております。それで幸いにも平成22年度中、退職者はございません。今後、普通退職者がございましたら、それはその4,000万円の中で対応させていただくと。それから平成23年度におきましても、現段階の予算編成の中におきましては、4,000万円ほどの積み立てを計画的に行っていくということで、将来的に3年後の定年退職者の退職金に支障が出ないようにやっていきたいと、積み立てていきたいと考えております。

○副議長(鈴木久幸) 質疑中ではございますが、ここでトイレ休憩で5分休憩したいと 思いますので、11時17分、細かいんですが、再開したいと思いますので、5分間休憩 したいと思います。

午前11時12分 休憩

午前11時17分 再開

○副議長(鈴木久幸) それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

ほかに質問ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(鈴木久幸) なければ、以上をもって議案第11号、平成22年度柳泉園組合 一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより議案第11号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算に対する討論をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(鈴木久幸) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇副議長(鈴木久幸) 挙手全員であります。よって、議案第11号、平成22年度柳泉 園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

○副議長(鈴木久幸) 続きまして、「日程第6、議案第12号、平成21年度柳泉園組 合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(馬場一彦) 議案第12号、平成21年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認 定の提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、平成22年10月14日から21日までの間において、現王園代表監査委員及び議会選出の上田監査委員により、平成21年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をいただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- ○副議長(鈴木久幸) 次に、補足説明を求めます。
- ○総務課長(新井謙二) 補足説明を申し上げます。

平成21年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

初めに、歳入予算現額32億8,017万円、歳入決算額33億574万623円、歳出 予算現額32億8,017万円、歳出決算額30億1,893万4,322円、歳入歳出差引残 額2億8,680万6,301円となり、同額が翌年度へ繰り越しとなります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。歳入について御説明いたします。

款1分担金及び負担金は、収入済額20億2,014万円で、歳入決算額に占める割合は61.1%でございます。関係市の負担金につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額7,147万2,500円で、歳入決算額に占める割合は2.2%でございます。節1野球場使用料から節6テニスコート使用料までの各施設の使用料は、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、目2総務使用料、節1行政財産使用料は、収入済額112万3,000円で、その

主な内容は、組合敷地内に東京電力の電柱、それから厚生施設などに設置している飲料用自販機等の使用料でございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額4億9,894万735円で、歳入 決算額に占める割合は15.1%でございます。

ごみ処理手数料は、平成21年10月から、1キログラム当たり35円を38円に改正しております。

次に、款3財産収入の収入済額117万7,240円は、職員退職給与基金、環境整備基金、それから施設整備基金について、安全確実かつ効率的な資金運用を図るため、国債を活用したことによる運用益でございます。各基金の運用利子につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

款4繰入金、項1基金繰入金の収入済額1億5,028万3,000円は、職員退職給与基金及び施設整備基金を取り崩ししたもので、歳入決算額に占める割合は4.6%でございます。

目1職員退職給与基金繰入金の収入済額7,628万3,000円は、職員3名の退職手当に充当したものでございます。

目 2 施設整備基金繰入金の収入済額7,400万円は、基幹的整備に類する補修費用であるクリーンポート1号炉の焼却炉、第1ゾーン火格子の交換補修費に充当したものでございます。

次に、款 5 繰越金の収入済額 3 億3, 7 9 0 万2, 0 4 3 円は、平成 2 0 年度からの繰越金で、歳入決算額に占める割合は 1 0. 2 % でございます。

次に、款 6 諸収入、項 1 組合預金利子の収入済額 3 1 万3, 9 2 5 円は、歳計現金を大口 定期預金として運用したことによる預金利子でございます。

次に、項2雑入の収入済額2億2,438万8,180円は、歳入決算額に占める割合は 6.8%でございます。

主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の1億2,846万9,452円で、その内容につきましては、アルミ缶プレス、スチール缶プレス、ペットボトル、古紙・布類及び生びんの売り払いです。節2回収鉄等売払の1,157万2,698円で、その内訳は、粗大ごみ処理施設の磁選機及び手選別などにより回収された鉄や施設の補修により発生した鉄類の廃材の売り払いです。次に、節3電力売払の6,795万9,753円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

節7その他の雑入は1,305万3,388円で、その主な内容は備考欄に記載のとおりでございますが、建物災害共済金として1,088万467円は、平成20年度に起きましたクリーンポートの落雷による災害の復旧補修費用に対する財団法人全国自治協会東京都災害共済支部からの保険料です。ペットボトルの有償入札拠出金129万9,989円は、指定法人ルートで処理しているペットボトル237トンに対する財団法人容器包装リサイクル協会からの拠出金で、その他の87万2,932円は、飲料用自販機の電気代等でございます。

なお、節1資源回収物売払には、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売り払い代金956万6,868円につきましては、収入未済額となっております。

歳入関係につきましては、以上でございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。歳出について御説明いたします。

初めに、款1議会費の支出済額は426万9,412円で、歳出決算額に占める割合は0.1%でございます。不用額は77万8,588円で、主な不用額は節11需用費の印刷製本費及び節13委託料の議事録作成委託でございます。

また、節1報酬の備考欄に記載の流用は、議会人事の改選により、3名分の報酬が不足したため、節13委託料より9万8,000円を流用したものでございます。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 人件費の支出済額は 2 億2, 5 7 4 万6, 3 5 6 円で、歳出決算額に占める割合は7.5%でございます。不用額 7 6 4 万8, 6 4 4 円の主な 要因は、人事異動によるものでございます。

続きまして、14、15ページをごらんください。

目2総務管理費の支出済額は8,320万1,072円で、歳出決算額に占める割合は2.8 %でございます。不用額は335万9,928円で、主な不用額でございますが、節8報償金の105万円は、アルミ缶プレス売り払い代金未納の件で東京地方裁判所に提訴し、全面勝訴の判決が下ったことにより、弁護士への成功報酬として支払うため予定しておりましたが、代金の回収には至らなかったことから、報酬金を辞退されたため、全額が不用額となりました。

次に、節13委託料の不用額110万4,727円は、契約差金でございます。

次に、目3施設管理費の支出済額は6,906万7,361円で、歳出決算額に占める割合は2.3%でございます。不用額207万2,639円は、主な不用額でございますが、16

ページ、17ページをごらんください。

節11需用費の165万531円で、光熱水費の上水道の減及び修繕料(一般)の契約 差金等によるものでございます。

なお、節18備品購入費は、エンジン付の動力噴霧器を購入したものでございます。

次に、目4厚生施設管理費の支出済額は1億2,595万1,110円で、歳出決算額に占める割合は4.2%でございます。不用額100万5,890円の主なものは、18ページ、19ページをごらんください。

節13委託料の契約差金でございます。

なお、節18備品購入費は、浴場施設のいすを購入したものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費の支出済額は3億1,541万902円で、歳出決算額に占める割合は10.4%でございます。不用額728万6,098円の主な要因は、職員1名が年度途中で退職したことによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

目2ごみ管理費の支出済額は7億5,013万9,240円で、歳出決算額に占める割合は24.8%でございます。不用額は2,966万7,760円で、その主な不用額でございますが、節11需用費の2,551万8,393円で、その内訳といたしまして、消耗品費のうち機械部品及び電気関係部品購入費の契約差金、燃料費のうち焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時に補助燃料として使用する都市ガスの使用料が減となったため、それから、光熱水費のうち、効率的な可燃ごみ処理を行い、発電電力量が増となったことにより、電気代が減となったものでございます。また、節13委託料380万3,383円の不用額は、各業務委託の契約差金でございます。

なお、節18備品購入費は、酸素・硫化水素濃度計及び事務用いすを購入したものでございます。

また、節13委託料1,416万2,971円の不用額は、主に不燃物再利用委託で固形燃料化の実績量が当初計画量を下回ったことによるものでございます。

23ページ、備考欄上段に記載の予備費より充用1,081万5,000円は、不燃・粗大 ごみ処理施設の破砕機内で爆発事故が発生し、その復旧補修費に充当したものでございま す。なお、この補修費につきましては、全額、建物災害共済金として、財団法人全国自治 協会東京都災害共済支部から平成22年度に既に受け取っております。

なお、節18の備品購入費は、廃蛍光管の保管ケースを購入したものでございます。

次に、目4資源管理費の支出済額は1億980万8,306円で、歳出決算額に占める割合は3.6%でございます。不用額は1,607万5,694円で、主な不用額は、節11需用費の1,295万572円で、その内訳は、一般修繕料及び定期点検整備補修費の契約差金によるものでございます。

また、節13委託料の312万3,950円の不用額は、主に不燃物再利用委託でくずガラスの実績量が当初計画量を下回ったことによるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

目5 し尿管理費の支出済額は5,2 3 4 万6,3 2 9 円で、歳出決算額に占める割合は1.7 %でございます。不用額は3 7 9 万6,6 7 1 円で、主な不用額は、節1 1 需用費の3 5 8 万1,1 8 1 円で、その内訳は、光熱水費のうち下水道使用量の実績量が下回ったことにより、下水道代が不用額となりました。

次に、款 4 公債費の支出済額は10億8,180万7,385円で、歳出決算額に占める割合は35.9%でございます。

目 1 元金の支出済額は 9 億6, 8 3 3 万2, 8 3 0 円で、目 2 利子の支出済額は 1 億 1, 3 4 7 万4, 5 5 5 円でございます。

なお、平成21年度末現在の未償還元金は52億4,965万5,177円でございます。 次に、款5予備費は、予算現額1億7,059万5,000円と同額が不用額となり、全額 平成22年度に繰り越しています。

なお、予備費の不用額は、歳出不用額の合計 2億6,123万5,678円のうち、65.3%に当たります。また、予備費には平成22年度予算で関係市の負担金から差し引きする平成20年度分の私車処分費として、当初予定しておりました1億6,712万9,000円が含まれております。

歳出関係は以上でございます。

続きまして、26ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。表に 記載のとおりでございます。 次に、27ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

28ページから31ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございません。

次に、32ページから41ページにかけて公有財産の工作物です。年度内の増減はございません。

次に、42ページをごらんください。公有財産の1点30万円以上の物品でございます。 年度内の増減につきましては、施設関係(浴場施設等)で消毒機1点減でございます。

続きまして、43ページをごらんください。基金でございます。

各基金の前年度末残高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は、表に記載のとおり でございます。

次に、45ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。参考資料は46ページから53ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

なお、平成21年度における主要な施策の成果といたしましては、平成21年度事務報告書として別にまとめてございます。あわせて御参照いただければと思います。

補足説明については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長(鈴木久幸) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日、現王園代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

〇**監査委員(現王園成夫)** 平成 2 1 年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の上田監査委員と私は、例月出納検査を都合5回、決算審査を3回 実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成21年度柳泉園組合一般会計 歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ証書、帳簿 とも完全に整備されており、平成21年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成22年11月26日、柳泉園組合監査委員、現王園成夫、同じく上田芳裕でございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、 説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○副議長(鈴木久幸) ありがとうございました。なお、現王園代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。

- 〇5番(保谷清子) 償還表など見せていただきまして、ページ25ページの政府債元金9億1,125万8,089円残っているということですけれど、この政府債の償還表など見せていただきますと、し尿整備工事が利率が3.4%、あと2%が多くて、政府債1.5%、1.8%とあります。都振興基金のほうが0.5%とかいろいろ、この利率が大変変化があるのですけれど、この政府債などの借りかえなどは行う計画はないのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。
- ○総務課長(新井謙二) 政府債の借りかえの件でございますが、平成22年度公的資金 補償金免除繰上償還要綱というのがございまして、その中におきましては、残債である年 利が5%以上に限り補償金は免除となっております。柳泉園組合の場合におきましては、 し尿整備に関係する政府債が3.4%でございますので、借りかえをすることはできなくは ないですが、返済するときには補償金として幾らか取られるようなことでございますので、 借りかえ等については考えてございません。
- ○5番(保谷清子) 借りかえについては考えていないということですけれど、そうしますと、補償金など取られるということで、借りかえないほうが有利という判断ということなのでしょうか。
- ○総務課長(新井謙二) 現在借りかえするとやはり補償金として取られてしまいますので、借りかえしないほうが有利だと考えております。
- ○5番(保谷清子) わかりました。ありがとうございます。
- ○副議長(鈴木久幸) ほかに。
- ○8番(原まさ子) 9ページの火格子の補修を行って7,400万円だったとあります。 ここに関連して伺いますけれども、10年以上経過していく中で、クリーンポートの大が かりな改修も必要になってくるということ、先ほどもありましたけれども、そういうもの で、基金ではきっと足りなくなるようなこともあるかもしれないと思うわけですが、どう いうことの手順というか計画で、どういう改修がされる計画になっているのか、お尋ねし ます。

それから、どうしても触れておく必要があると思うのは、未収金のことなんですけれど

も、956万6,868円ということです。12月には来庁されて、新たな代表の方とお話し合いを持てるということのようですけれども、これは何か回収の見込みが、なるべくきちんと回収していただきたいと思いますけれども、その辺はどのような見込みというか、感触を持っておられるのかということ。たびたび接触を試みても、なかなかそれに応じていただけないし、来ると言ってもなかなかおいでにならないみたいなことだったりしているということを今までずっと経過をお話を受けていたと思いますので、お願いしたいと思います。

それと30万円以上の物品の、財産に関する調書のところの42ページですけれども、 消毒機がなくなっちゃっても、これは営業上というか、運営に支障がないものでしょうか。 新たなものを購入するということにはならないのか、伺います。

53ページの償還表のところから伺いたいんですけれども、先ほど保谷議員が、し尿処理工事に関係して政府債を借りているという中で、平成22年度に4,519万4,000円幾ばくかを返せば、これでこれはもう終わるということになるんだと思います。それで、これが終わるので、そうであれば何か違うものを新たに早く返していくという計画、繰上償還みたいなことというのは、ほかの借り入れをしているものについて検討されないのかということを伺います。

○技術課長(涌井敬太) 1番目のクリーンポートの大規模補修の件でございます。今のところ、平成24年度から平成27年度あたりにかけまして、各焼却炉の本体、火格子の全面交換を徐々にやっていきたい。それから、平成24年度から平成26年度にかけまして、炉内の耐火物、炉の周りにキャスターというのを打っているんですが、それの全面補修。それから平成25年度以降に脱硝設備の触媒の交換、電気・計装設備の全面交換等を計画はしておりますが、財政が厳しい中で予算との兼ね合いを考えまして、それから現状、毎年定期的にオーバーホールしておりますので、それらの結果を踏まえて適切に処理をしていきたいと考えております。

○資源推進課長(佐藤元昭) エル企画の件でございますが、12月にお会いして、助役も含めて、まだお会いしてお話ししたことがありませんので、お話をして、その後の対応の検討をしていきたいと思っています。

それで回収の見込みですけども、何とも言えないんですけども、一括返済は恐らく厳し いものだとは感じております。

○総務課長(新井謙二) それでは、42ページに記載、物品の消毒機1基減でございま

すが、平成21年度におきまして購入してございます。決算で申し上げますと、決算書の17ページでございます。中段にございますけど、備品購入費として11万5,000円ということで決算が出ておりますが、この11万5,000円につきましては、新たに消毒機を購入した金額でございます。(「17ページ」と呼ぶ者あり)17ページの中段、右側の備考欄でございます。失礼いたしました。備品購入費11万5,000円、これにつきましては、エンジン付の動力噴霧器を購入したものでございます。物品の管理におきましては、30万円以上が重要物品としてございますので、本決算書におきましては、1点30万円以上が計上されてございます。消毒機につきましては昭和55年に37万円で購入したものでございますが、今回におきましては11万5,000円で購入したということでございます。

続きまして、繰上償還の件でございますが、先ほども御答弁させていただいたように、 平成22年度における実施要綱というのがございまして、その中におきますと、年利5% 以上につきましては補償金は免除といたしますということでございますので、繰上償還に つきまして、できないことはないんですが、その分、補償金として幾らか取られるという ことでございますので、現在は考えてございません。

○8番(原まさ子) すみません。繰上償還については、補償金が必要になるから、それをいろいろ考えると、新たに借りかえをするということがそれほどメリットがないということなんだということは理解していますけれども、今まで返していたものが多少なりとも減るのであれば、どこかに上乗せして、もう返してしまえばよろしいんではないですかと思ったわけです。メリットがないということであれば、それは理解いたしました。

それから、その消毒機が30万円未満のものは書かないから、ゼロという表示になったということがわかりました。どうもすみません。当時は37万円したのが12万円ぐらいで買えちゃったということなんですね。それはすごく汎用的な状況が今に至っていて、同様の水準のものがそういうお値段で買いかえることができたという理解でよろしいのでしょうか。それをお聞かせください。

それから、大規模の修繕のことですけれども、現状もきちんとメンテナンスがされていて、大きな支障が起こらないで運転がされていますけれども、では、これを計画どおりに全部補修なり、入れかえるということをすれば、どのくらいの費用がかかるという試算を立ておられるのか、それを聞かせてください。

○総務課長(新井謙二) 消毒機につきましては、先ほどお答えしましたとおり、昭和 5 5年、3 7万円で購入したものでございますが、その当時におきまして汎用品というのはございませんでしたので、エンジンはエンジン、タンクはタンクという別な形で購入したものでございますが、現在におきましては、そういった汎用品が出ているということで安くなってございます。

○技術課主幹(大場俊美) 火格子に関しましては、前回交換時に申したと思うんですけども、全面的に交換すれば、1炉当たり1億円ぐらいかかると。それと、あと耐火材なんですけども、耐火れんがから全部交換しますと、これも1億円近くになるという金額は、以前少しは少し言ったような気がするんですけども。

○管理者(馬場一彦) こちらのほう、ただいま技術課から御答弁させていただいたんですけども、これ私、10月の終わりのほうに炉の中に入らせていただいて、足場が組まれているところをずっと上まで上らせていただきました。その中で、先ほど、いわゆるくぎみたいなものを打って、そこに粘土みたいのを張りつけてということをやっているんですが、粘土というか、それがもうぼろぼろ落ちているというのをいつも部分補修をしているということと、そのピンというかな、くぎというか、何でしょう、くぎみたいなものがあって、そこに粘土というか、れんがみたいなものをやるんですけども、そのくぎ、ピン自体ももうすり減って、結局なかなか、すり減っているものですから、上からつけてもまた落ちてしまうということを繰り返しているような状況です。

そういったものを根本的に解決するとなると、やはり1炉2億円から2億円強かかるという1つの数字はあるようです。これがまたそういった根本的な解決をするとなると、それだけのお金がかかって、それを計画的にやると、やれれば一番いいんですけども、基金の状況ですとか、そういったことを見ると、なかなか今、実施計画がつくれていないのが現状であります。ただ耐用年数を考えると、やはり平成24年から平成27年ぐらいにはそういったことをしていかないと、もっと大規模な費用がやはりかさんでしまうのではないかということも考えておりますので、そこの平成24年、平成27年というところを1つの目標にして、3炉あるものを順次根本的というか、そういったもので耐用年数を延ばしていく。そういったことをやはりしていかなければいけないと考えております。

○技術課長(涌井敬太) 大変申しわけございません、遅くなりまして。

今、管理者に御説明いただいたんですが、火格子が3炉ありますので、3炉全部そっくり交換するとなると約6億円、それから耐火物が3炉で約3億円、電気計装の関係が3炉

まとめて約4億円、それから脱硝設備が3炉まとめまして約3億円、合計で約16億円が必要になります。

○8番(原まさ子) これまでも剰余金が出たり、予備費にあるものを各自治体の財政状況が厳しいということで、負担金をなるべく上げないということの措置がとられて、ずっと今まで来ているわけですけれども、それはかえって言えば、例えば基金にずっと積んでおけば、炉のいろんな補修とか、整備に関して基金としてそこから出していくことができる。だけれども、毎年負担金として出すものというのは、一定の割合でその必要額を、各市の財政状況とは関係なく出していただきますよということにするのか、それはとっても悩ましい判断だと思うわけですけども、今伺っていると、一気に16億円が必要ではないかもしれませんけれども、一定額が必要になる事態になるということになるわけです。その辺は柳泉園としては、各市の負担金の今後の状況と基金のことについては、どのような見解を持っているのかお尋ねして、最後にいたします。

○助役(森田浩) 予算編成をさせていただくときに、まずもって考えておりますのが各市の負担金の激増は避けたいと。それは常々管理者をはじめとしまして、私ども事務局といたしましても、それを守りたいということをまず思っております。それで、負担金の推移を見ますと、平成15年が3市で26億円ほど、16、17、18年度が20億円台なんですね。そして平成19年度になって初めて19億円ということで、これらを考えますと、当初20何億円というのはどうして20何億円という負担金が必要だったのか、詳細には調べていないんですけども、これから負担金を考えるときに1つの目安といたしましては、20億円を1つの目安にして、それをあまり激増、1年間で何億円もふえないような形で、基金の活用とかそういうものを図って、一定の負担金の額でおさめていければとは考えております。

ただ今年度も、平成23年度予算を今編成させていただいているんですけども、クリーンポートを担当しております課からは、来年度のどうしても予算は補修費として7億円欲しいという要望が出たんですけども、それはどうにか次年度に回せるものは次年度に回していただく、そして補修費につきましては、大体多くても年間4億円ぐらいなものですから、4億円を上限として、来年度に回せるものは回していただきたいという形の中で、今調整を図っていると。

負担金が増になるか減になるかというのはクリーンポートの補修費の増減によって変わってくるものですから、そこが一番大きいポイントですから、そこを毎年4億円ぐらい

の形で、上限でどうにか今後できないかということなんですけども、10年たつとなかなかそうはいかなくて、一時的にかなり大きな金額が必要となってくるというお話は聞いています。ただ、幸いにも平成26年度を過ぎますと、起債の償還金が8億円ぐらい減になりますから、そこである程度、大規模な改修等を行うということも1つの予定として立てさせていただければ、負担金に急激な増はないだろうということで、その辺も視野に入れて、中長期的な支出の計画を立てているというところでございます。

○副議長(鈴木久幸) 質疑の途中でございますが、ここで昼食休憩といたしたいと思います。

午後 0時07分 休憩

午後 1時02分 再開

- ○**副議長(鈴木久幸)** それでは、休憩を閉じて会議を続けます。 質問を受け付けます。
- ○4番(板垣洋子) では、何点か質問させていただきます。

6ページのところの歳入の中の、昨年、この平成21年度の予算というのは、負担金の額の変更に伴ってさまざまなところで修正していると思うんですけれども、例えばプールなどにつきましては、東村山の施設が閉鎖になるということで、利用者がふえるって。先ほどの行政報告のところでも利用者がふえていたという報告がありましたけれど、これは予想どおりだったのかどうかお聞かせください。

それから、電力の売り払いなんですけれども、可燃ごみが減少することによって、安定 した稼動によって何か発電力が増加するというところが少し理解しにくいんですけど、も う少し丁寧に説明してください。

それから、歳出ですけれども、12、13ページの、議会費のところの議員報酬の下のところ、流用したという御説明がありましたので、このことをもう少し具体的に教えてください。

それから、やはり議員の報酬につきましては、代表者会などで協議にぜひ上げていただいて、社会経済情勢からも見直すような必要があるのではないかと私は思いますので、これはここで提案したということで、意見に述べて終わります。

それから、総務管理費の人件費に関してなんですけれども、今回第4回ということで、 委託とか職員のこれからの適正的な人数について計画を検討委員会を開かれて年度内にま とめるとお聞きしていたと思うんですけれども、それがどうなったのか、御説明してください。

それから、15ページの委託料の中のホームページ、これは情報公開ということで、かなりホームページの情報が豊かになったのかなと思います。議事録とか、この議会の報告、内容がホームページにアップされていたので、それは新しい管理者になられて中身を充実させていただいたということで、感謝するところなんですけれども、これ、お知らせから議会に行って、それから定例会に行くという流れになっているんですね、ページに行き着くのに。最初のトップページを見たところでは、なかなか議会の情報とかがわかるようなホームページなのかどうかが少しわかりにくいので、やはり柳泉園議会という項目を表につけていただいたほうが、よりほかの方も見やすいのかなと思います。

それから、ホームページの中には予算とかそういう情報はまだ一切出ていないので、そのこととか、例えば皆さん気になることは、やはりごみの実際の搬入量とか計画がどうなっているのか、そういった計画のたぐいが出ていないようなので、これはぜひ次年度予算のときに検討できるのかどうかということあたりをお聞かせください。

それから、ごみの減量によって、ごみ処理にかかる薬品とか、それから最終処分場への 運搬料など、減ることによってかなり実質的に経費が削減されているという、そこら辺が 不用額の中にもあらわれていると思いますし、契約差金による不用額も出ているわけです けれども、平成21年度の予算に関しては、先ほども言いましたように、負担金の額の変 更に伴ってかなり丁寧に精査された予算かと思いますけれども、それでもなおかつこのよ うに不用額がたくさん出ていたり、あと、今後3市ともごみが減っていくことによる経費 が削減するということについては、今年度の予算を得て来年度にはどのような予測を立て ていかれるのか、そのあたりをお聞かせください。

○施設管理課長(中村清) まず最初、プール使用料でございます。 7ページでございますけども、この見込みはどうだったのか。皆さん御存じのように、平成21年の10月から東村山プールが閉館となっております。そのために、当初組んだ予算に対してはかなり違っておりまして、実際にふたをあけてみたら、東村山の方々が非常に多く御来場していただいております。 ここにもありますように、29.何%だという記載になっておりますけれども、一番多いときには3月期ごろでしたか、40%近くの増となっておりました。ですから、かなり見込みが大幅にずれ込んでおりますけども、あくまでもこれは、村山の市民がそれだけふえているんだろうと理解しているところでございます。ただ、来年のたし

か11月だったと思いますけども、そのときまでに東村山市はプールの改修が終わっておりまして、また再開されると聞いておりますから、そのときになるとかなり落ちるのが激しくなってしまうのかなと見ております。

○技術課主幹(大場俊美) 先ほどの発電量がどうしてふえたかということなんですけれども、一応運転の中でごみの攪拌等と、あと搬入量が減ったことによって、ごみピットの容積の中で余裕ができたもので、攪拌したごみを1日、2日置いて、水を切るような形で運転してきました。その辺も運転の中で改善してきたところです。

それと、もう1点は発電効率ということで、発生させた蒸気を全部発電機のほうに回していなくて、一部、復水器といいまして、蒸気を水に戻すところに一部逃がしているんですけども、そこの逃がし量とか、その辺の効率を見直しまして、なるべく発電に蒸気が行くようにという改善を行ってきた結果だと思います。

〇総務課長(新井謙二) それでは、決算書の13ページに記載の流用の件でございますが、平成21年5月に清瀬市、東久留米市におきまして、関係市からの選出議員が3名変わりました。それと同時に、組合の正副議長が変わりましたので、議員数におきましては3名、それプラス議長報酬の差額の6,000円と、副議長の差額の2,000円、合計で9万8,000円でございます。

それから、続きまして5番目の御質問、ホームページでございますが、確かにおっしゃるとおり、トップページを見ますと議会関係という表示がございませんので、これにつきましては今後改正していきたいと思っておりますし、また来年度予算編成に向けまして、現在、予算、決算関係については一切載ってございませんので、そういったものについても載せるよう検討していきたいと思っております。

○技術課長(涌井敬太) ごみ処理費の不用額の関係でございます。

1 1 節需用費の関係が一番多いんですが、2,5 5 0 万円ほどございます。この主なものは電気代でして、電気代が9 3 0 万円ほど減になっております。これを平成2 1 年度の補正の際には、電気代に関しましては、停止してしまいますと電気を買わなければなりませんので、このお金は絶対に支払わなければならない金額ということで、減額を実はしていないんですね。その後、施設がとまることなく発電が順調にいったことによりまして、この電気代がマイナスになったということで9 3 0 万円、これが一番大きい額ですが、これがマイナスになっております。それと、施設の停止が少なかったものですから、その立ち上げ、立ち下げに要する都市ガス代が6 3 0 万円ほど減になっております。この2 つが、

この不用額の一番大きな理由でございます。

それから、ごみが減ると薬品代が減になるというお話がございましたが、ごもっともなお話でございますが、個々の薬品によって、数が細かく出るものですから、大変申しわけございません。今、手元にその資料がないので、それは各年度の予算、または補正等で適切に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○助役(森田浩) 柳泉園組合職員の定員及び組織に関する検討委員会ということで立ち上げまして、今後の柳泉園組合の組織のあり方とか、定員のあり方というものを一応検討はさせていただいて、既に報告書として上がって、今関係機関、特に組合ですけども、組合と、委員として出ていただいておりますから、その辺は調整をさせていただいて、報告書としてはまとまっております。

それから、少し補足させていただきたいんですけど、先ほどの議会費で増の流用ということなんですけど、これは議員が改選されまして、ある月、どうしてもダブる月がありますから、在籍していますから、例えば在籍してそこに改選されて新しい議員が来ますと、一時期ダブります、支出はですね。例えば5月に改選されて、5月まで在籍していた議員と、改めて5月に改選で柳泉園組合の議員になられた方はダブって支出するようになりますから、不足して流用した額ではないということでございます。

○4番(板垣洋子) ありがとうございました。プールはわかりました。見込みよりふえたということですので、平成23年の3月に閉館するということであれば、そのことを受けて来年度、平成23年度の予算はきちんと組まなければいけないんだなと思いました。

それから電力に、ごみが今適切な量があって、それを効率的に運用、稼動させているということで、これもわかりました。

それから議員の費用、ダブったとき、これは条例か要綱で定められたとおりにしてあると理解しましたので、わかりました。

それから、ごみが減ることへの予算への影響というのは、直接どれくらい出したかということがお聞きしたかったんではなくて、これからもう各自治体でも次年度の予算の編成に入っているときなので、やはり当然ごみの計画量みたいな搬入計画量なんかも予測が立っていくと思いますので、それにごみ量がどのくらい減ると、やはり結果的にはこういう薬品とか、微々たるものかもしれませんけど、電気代とかガス代とかがやはり一定程度削減した形で予算に計上されるのかな。そのあたりを確認したかったんですけれども。

それから、契約についても、なるべく大きな差金が出ないように、やはり予算の見込み

のところできっちり立てていただきたいということ、これは意見を申して終わります。

それから、職員の配置の検討委員会の報告書がもう既に出ているということなので、共 有できる部分は議会にも情報提供をお願いしたいと述べて終わります。ありがとうござい ました。

○技術課長(涌井敬太) 毎年度、当初予算を作成するに当たりまして、関係市から次年度の予算に計上するためのごみの予測量を出していただきまして、その予測量に従いまして、過去の実績を踏まえた率で、例えば薬品でしたら1トン当たりどのぐらいの使用量があるかというのを実績がわかっていますので、そういったものに掛け合わせまして予算を計上させていただいている。電気なんかもそうですが、発電、それから売り電、買い電といったこういった計画もすべてごみの搬入量に応じてつくっておりますので、そのように御理解いただければ。

○副議長(鈴木久幸) ほかに質疑ございませんでしょうか。

○2番(沢田孝康) 決算は今回、形式収支が2億8,600万円の黒ですけど、単年度収支で言えば5,100万円の赤字です。ですから、赤字の幅というのは、平成19年度は非常に赤字が多かったんですけども、違いますね、平成20年度ですね。これは理由があると思いますが、今回5,100万円の赤ですので、この現実というのをどのように柳泉園組合としては今後この、負担金との関係もかかわってくるかと思うんですけれども、どのようなお考えをお持ちなのかなということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど小山議員から基金の関係の話をされましたけれども、助役から、通常の 地方公共団体は財政調整基金があるということの御説明がありましたけども、それでは、 この柳泉園組合で、少し私、不勉強なのでお尋ねしたいんですけども、例えば財政調整基 金という基金条例を設置することが可能なのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それと、原議員の質問をとって申しわけないんですが、例えばクリーンポートの補修を含めた額が10数億円って、先ほど涌井課長から話がありましたけども、助役からは、起債の返済が平成26年度以降で8億円減っていくと。そこまで何とかしたいという話がありましたけども、何とかしたいといっても機械物ですから、途中で何かふぐあいがあったりとかということは当然起こり得る話なので、そのときに要は応急処置をしながら延命措置を図るのか、計画的に年次的に修繕計画を立ててやっていくのかによっても、それぞれ市にお願いする負担金は変わってくると思うんですね。助役からは、負担金がなるべく過剰にならないように、急激にふえないように努力はしなければいけないという答弁はあり

ましたけれども、かといって延命措置だけで年度を乗り越えていくというやり方が、果たしてこれからの3炉の、要はいつまでも使っていくためにそれがいいのかどうかという、延命措置だけでいいのかどうかという課題もあると思います。ですから、それは管理者会議の中で、やはり管理者のほうが当然しっかりとした情報を各西東京市、または清瀬市と話をし合いながら、適正な負担金をあえて申し上げるという手も必要になってくるのかもしれません。そのあたりは管理者としてどのようにお考えなのかなと質問したいと思います。

それと東京都は、東京都以外のほかの自治体でも今やっていますが、公会計のあり方について、企業会計制度を導入している動きがかなりありますよね。ですから柳泉園としても、例えば貸借対照表、損益計算書みたいなものをつくって、やはり資産がどのくらいあるのか、負債がどのくらいあるのかということをきちんと明示するべきではないかなと私は思うんですけれども、そのあたり今後の取り組みについてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○総務課長(新井謙二) まず単年度収支の関係と、あと財政基金の関係でございますが、 財政基金におきましては、ほかの一組でも設けているところがございますので、これにつ いては可能だと考えております。

今言った財政調整基金を設置することによって、年度間の増減が少なくなるということにつきましては、予備費が減ってくるものですから、予備費については翌年度へ繰り越した関係、そんな関係で毎年繰越金が多いものですから、単年度収支におきましてはこういった形でマイナスになってきますので、今言った財政調整基金などを設けますと、翌年度への繰越金が減ってくると思いますので、そういった関係につきましてはマイナスがどんどん減っていくのではないかと思っております。

それから、公会計の関係なんですけども、各市におきましては、一部事務組合連結の決算ということを既にやっておりますので、柳泉園組合におきましても、そういった財務諸表4表につきましては作成してございます。今後におきましてはそういった関係につきましても、解説つきでできるだけ公表していきたいとは考えております。

○管理者(馬場一彦) クリーンポートの補修についてなんですけれども、先ほど私、御答弁しましたように、10月に中に入っていったときには、担当のほうから、早くこれやりたいと。ただ、だましだましでもできないことはないけれども、やはりそれも限界が来ますと。ですので早くやりたいということと、先ほど少し2億円という、ピンというか、

くぎみたいなものを打つだけでも 2 億円かかると、 1 炉ですね。そう言って、先ほど合計で大体 1 6 億円というお話もさせていただいたんですけれども、せめてピンだけでも何とか打って、まずはそのはがれ落ちるのをしたいとかというお話も当然いただいております。

先ほどまさに御提言いただいたとおり、これは構成市の共通の課題になりますので、今後これはこの補修について、本来、年次計画が持てれば一番いいのかとは思いますけれども、やはりそれに先立つ財源の手当てがない中でのなかなか計画というものは少しつくりようもないものですから、そこは今後、柳泉園と管理者間でよく調整して、いずれにしてもこれはおっしゃるように寿命が来ますので、その寿命をどうやって延命させるかということの大きな課題、これが一番、多分柳泉園で大きな課題になるかと思いますので、これはしっかりと管理者、副管理者と意見交換しながら行っていきたいと、実施させていただきたいと思っております。

○2番(沢田孝康) 財調については設置が可能だということですので、これはよくよく 検討していただきたいなと思います。

それと公会計の関係は、4表は作成しているけど、まだ公開はしていないということですので、このあたりはつくっているんですから、やはり公開したほうが私はいいのではないかなと思いますので、これはぜひ要望したいと思います。

それと、今管理者から、よく話し合いたいという御答弁でしたけども、板垣議員から不用額についての質問もされたと思うんですが、今回の不用額2,600万円のうちの、要は予備費が1億7,000万円で、総額2億6,000万円ですから、不用額の総体としては約9,000万円という額です。ですから、この不用額が、要は柳泉園組合議会としての努力によって生み出した不用額なのか、それとも見積もりの甘さで例えば出てきたものなのかということは、よくよく精査をしなければいけないだろうと私は思うんですね。そのあたりはしっかりやってもらいたいと思います。

それと負担金との関係もありますが、内部として歳出をどれだけ削減していくのかというところの観点からすると、例えば、少し話が戻ってしまいますが、行政報告の資料の工事請負契約状況を見ますと、これは何度も質問していますけども、随意契約が今回4件です。随意契約4件で、すべて95%以上です。ですから、例えばこれ、随意契約をする理由は当然あると思います。それは柳泉園組合議会としての理由です。例えば設計、設置がそこの企業だからそこにお願いしているんだという理由もあると思います。しかしながら、例えば粗大ごみ処理施設破砕機部品補修は予定価格が410万円で、契約が409万

5,000円というね、この5,000円しか差がないという、これは額としては少ない額、 契約金額として多額ではないんですけども、でも、削減額というか、契約金額と予定価格 を見れば5,000円しか差がないということで、これは約99.9%です。ほかのものも 99%、98%という、こういう随意契約になっていますよね。

ですから、このあたり、例えば特殊なものだからうちがつくりましたよと。だから、補修とかそういったものについては、特別なんだからという感覚でいてもらいたくないなと思うんですよ。これは随意契約するためにはそれなりの理由が必要ですから、ここに書いてある理由は理由として理解しないわけではないですけども、でも、やはり各市に負担金を申し上げるに当たっては、柳泉園の中でもこれだけ努力をしていますよということをやはり示してもらわないといけないと私は思うんですね。その1つでもあると思います、こういう工事請負契約というのはですね。実際お金が動くわけですから。ですから、このあたりは交渉するにしても、もう少し下げられないんですかとか、そういった話はやっていないとは言いませんけども、それはぜひ努力をしてもらいたいなと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○資源推進課長(佐藤元昭) 今お話がありました粗大ごみ処理施設破砕機部品補修の件でございますけども、これは毎年、毎年というか、やること自体すべて同じなことで、前年度も409万5,000円でした。ですから今年度も同額、同じことをやっていますので金額は変わりません。これは随意契約ですから、予算どりするときに業者と詰めて話はできますので、そういった部分で契約差金というのはかなり少なくできるのではないかと思っております。

○助役(森田浩) 少し補足させていただきたいんですけども、柳泉園における随意契約の考え方ですが、予算計上する段階におきまして、明らかにこれは随意契約ということが明らかになっている改修等につきましては、2社以上の見積もりをいただき、少ないほうの見積額を予算計上するのではなく、なおかつ少ない見積もりを出された業者と事前に調整をしまして、過去このくらいの予算に対してこれだけの契約額で実施していただいたんだから、その実施していただいた金額により近い金額を予算計上しております。したがいまして、見積額そのものを予算計上しないものですから、どうしてもこういう形で、予算額イコール契約額という非常に幅が狭い形態になってしまっているということが1つあります。これは随意契約に限らず、普通の一般競争入札における予定価格の設定につきましても、予定額ではなく契約額を予算額としておりますから、当然それはもう契約額と予算

額の間の差は非常に少なくなっているということが柳泉園における特徴かと思っております。

○2番 (沢田孝康) 助役の今の御説明、すごく丁寧な御説明で、理解はしますけども、そうすると予定価格が決まる前に別の、ごめんなさいね、助役の言葉を取り上げて申しわけないんですけど、その手前で、要は価格をある程度下げているということになるんではないですか。通常の予定価格というのは、基本的には前年度の契約で、要はこのくらいの額で、例えばこの額でやりますよと。その額が、要はその額を見て、もう少し下げて、その額を調整しながらですよ。調整しながら、では、この額ぐらいで予定価格にしましょうかねってこういう話で、で、どうですかっていう話しぶりに聞こえてしまうんですね。でもそれって、要は随意契約であっても、予定価格はあくまでも柳泉園組合が最初に出すお金、予定価格であって、それに対して随意契約を受ける企業が、それに対して、いや、うちはこのぐらいの額で出したいんだという打診が当然あると思うんです。

ですから私、助役の今の御答弁というのは、2段でやっているのかな。言い方わかりますかね。予定価格は柳泉園が出してきた予定価格で、それはどこにも影響を受けない。柳泉園が決めた額、予定価格ですよというのが本筋ではないかなと。だから行政、特別地方公共団体、もしくは普通の地方公共団体の予定価格の出し方というのは、今助役がおっしゃったやり方をほかでもやっているのか、それとも、いや、柳泉園だけが特別な予定価格の出し方なのかということが、私はほかはよくわからないですけども。

ですから、私の認識がおかしければ御指摘をいただきたいとは思うんですけども。私の 感覚としては、あくまでも柳泉園が単独で、この契約金額はこれだけですよということを 出した上で、ある意味だと、随意契約するにしても会社のほうから提示があると。少しわ からないですか。私の説明がわからないのかな。

ですから、そのあたり私の認識が違うのか。ですから、最初から調整しているような認識を受けるんです、私、今の助役の答弁だと。そのあたり、もし私の理解が足りなければ説明をしていただきたいなと思うんですが。

○技術課長(涌井敬太) 助役のおっしゃっていることはそのとおりでして、例えば、クリーンポートのオーバーホールの予算を組むとしたときに、どういうことをしているかといいますと、まず、私どもと請け負う側、住重環境エンジニアリングという会社なんですが、オーバーホールを実際にやって中を見ていますので、では、次のときにはどこをどの程度やらなければいけないというのは、お互い大体わかるわけですね。それで部品等につ

いては主に住重がつくられている特殊なものですから、それは我々では積算ができない金額が出てくるわけですね。そうすると、ではここと、ここと、ここと、ここの部分をオーバーホールするについて、幾らぐらいでできますかという見積もりをまずいただくんです。その見積もりをいただいた内容を、我々も実際には内容はわかりますから、それを精査しまして、あと人工代とかは基本がありますのでわかりますから、わからない機械の部品代等以外のものはうちで1回積算をし直すんです。それで予算をつくる際に、査定をしていった中でどんどん削っていって予算をつくるわけですね。ですから、本来、予算と実際の契約額というのはほぼ変わらないぐらいの金額になってくるんです。

通常の随意契約というのは複数社から見積もりをとるなり、積算をするなりして予算額を決めて、それで再度予定価格を決めて、複数社から見積もりをとるのが随意契約ですね。私どもの特殊な設備というのは複数社から見積もりをとることができませんので、1社からとるわけです。そうすると、予算の精度を上げて不用額を下げるためには、その予算をつくる段階で値段交渉して下げていかなければいけないんです。下げた金額をもって予算とするわけですね。ですから、通常の市でやられている随意契約とは少し異なる予算の組み方と随意契約の仕方をしている。いわゆる特命随意契約という、1社特命で契約をしておりますので。

ですから、例えば今回の行政報告の資料の 4 ページにありますクリーンポート定期点検整備補修(その 2)というのは、予算額は 1 億2, 2 0 0 万円なんです。この 1 億2, 2 0 0 万円に対して、私どもの積算担当で積算をしていただいた予定価格が 1 億2, 1 3 2 万 3, 0 0 0 円となるわけですね。予算額に対して、予定価格はほぼ変わらないぐらいの金額になるんです。その予定価格に対して、再度業者に、では、仕事をやりますから、再度もう一度見積もりを出してくださいといった価格が、この契約額の 1 億2, 0 1 0 5 0 0 円という金額になる、このように御理解いただきたい。

少しややこしくて申しわけないんですが、要は最初の予算の段階で言いなりの値段ですと、かなりの額を計上しなければならない。我々も予算はなるべく下げたいもんですから、その段階で、複数社から見積もりをとる場合にはこれはできませんが、1社特命の場合には、そこと事前に話し合いすることは可能なんですね。ただ、予算額は言いませんから、幾ら予算計上しましたよということは相手には伝えませんので、この契約額と予算額の差が出てくると御理解いただきたいんです。

○2番(沢田孝康) 技術課長の話はよく理解はしました。しましたけども、そうすると、

これはもう1社特命随意契約のやり方ですよということです。もう特命ですよという意味です。それはもうここしかありませんという。だから、要は実際的にはもう交渉しているんですよということです。そういう意味で、理解はしました。わかりました。以上で終わります。

○副議長(鈴木久幸) ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(鈴木久幸) なければ、以上をもって議案第12号、平成21年度柳泉園組合 一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第12号、平成21年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(鈴木久幸) なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、平成21年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いた します。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[替成者举手]

○副議長(鈴木久幸) 挙手全員であります。よって、議案第12号、平成21年度柳泉 園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会副議長 鈴 木 久 幸

議員小山慣一

議員沢田孝康